本号で公布された法令のあらまし

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第五九号）（法務省）

1　検察審査員、補充員、証人及び法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の最高額を八、〇〇〇円から八、〇五〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（法務省）

1　中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する日当の最高額を八、〇〇〇円から八、〇五〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

1　市町村が災害援護資金の償還金の支払を猶予することができる場合に係るやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとした。（第一二条関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、一部の規定を除き、令和元年八月一日から施行することとした。

◇航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（政令第六二号）（経済産業省）

1　航空工場検査員の要件を、航空機又は航空機用機器（以下「航空機等」という。）の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機等の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、航空機製造事業法第一六条に規定する製造工場又は修理工場において三年以上航空機等の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者とすることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千円」を「八千五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　山下　貴司

内閣総理大臣　安倍　晋三

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第六十号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八千円」を「八千五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　山下　貴司

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十一号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十七号）の施行に伴い、及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十二条　法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。